答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事(以下「実施機関」という。)は、東濃地震科学研究所(以下「研究所」 という。)に関する国要望書のうち公文書公開請求の対象外であることを理由に公開し なかった部分については、実施機関の裁量でこれを公開することが適当である。

また、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第6条第1号を理由に非公開とした情報のうち、核燃料サイクル開発機構(以下「核燃」という。)の管理職者並びに財団法人地震予知総合研究振興会(以下「振興会」という。)の事務局及び研究所の職員の職名並びに氏名並びに研究指導者の氏名及び肩書を公開すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成13年11月8日付けで、異議申立人は、条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「1996年4月1日以降11月8日までの間に県が保有している東濃地震科学研究所に関する文書(県情報公開条例に基づく手続に関する文書を除く。)」(以下「本件公文書」という。)の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、地域計画政策課(現在の地域政策室)及び東濃地域振興局の保有する公文書をそれぞれ以下のとおり特定したうえで、平成13年12月10日付け地政第663号で公文書公開決定を、同日付け地政第663号の2及び東振第2774号で公文書部分公開決定を行い、異議申立人に通知した。

(1) 公文書公開決定(地政第663号 地域計画政策課関係)

(特定した公文書)

国要望書

(平成8年6月・10月、平成9年6月・10月、平成10年10月、平成11年6月・10月、 平成12年6月・11月、平成13年6月・11月)

岐阜東濃地域の地震災害に関する安全性調査等関連

- ・企画部物品購入等契約審査会調書(平成9年)
- ・岐阜東濃地域の地震災害に対する安全性調査 報告書(平成9年12月)
- ・企画部契約審査会議事録(平成10年8月11日)
- ・岐阜東濃地域の地震時安全性に関する調査 報告書(平成11年3月)

東濃地震科学研究所報告

Seq.No.1 からNo.7まで(1999年3月から2001年3月まで)

その他

- ・地殻活動観測井掘削工事の工事遅延について(平成10年4月1日)
- ・平成9年度事業及び平成10年度事業計画(案)の概要について(平成10年5月)
- ·東濃地震科学研究所 施設·整備状況写真

- ・財団法人地震予知総合研究振興会ご案内(パンフレット)
- ・役員就任についてのお知らせ(平成11年7月15日)
- ・研究所事業報告(平成12年1月14日)
- ・東濃地震科学研究所パンフレット
- ・平成12年度研究進捗状況(平成13年1月18日)

なお、公文書公開請求の対象である研究所に関する情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合におけるそれ以外の情報(以下「対象外情報」という。)を公開しない旨を併せて通知した。

(2) 公文書部分公開決定(地政第663号の2 地域計画政策課関係)

(特定した公文書)

東濃地震科学研究所運営委員会関係

- ・平成10年度第1回東濃地震科学研究所運営委員会(以下「委員会」という。)資料(平成10年7月29日)
- ・平成10年度第1回委員会の議事録(案)の送付等について(平成10年8月20日)
- ・平成11年度第1回委員会資料(平成11年4月26日)
- ・平成12年度第1回委員会の開催について(平成12年4月10日)
- ・平成12年度第1回委員会資料(平成12年4月28日)
- ・平成13年度第1回委員会の出席依頼について(平成13年4月9日)
- ・平成13年度第1回委員会資料(平成13年4月13日)
- ・平成13年度第2回委員会等の開催について(平成13年5月30日)
- ・平成13年度第2回委員会資料(平成13年7月4日)

(公開しない部分及び理由)

- ・地震時人的被害研究委員会(第1回)参加者の各員の電子メールアドレス
- ・振興会(事務局及び研究所)の職員の職氏名
- ・核燃料サイクル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。)東濃地科学センターの職員(所長を除く。)の職氏名
- ・東濃地震科学研究所の研究指導者の職氏名
- ・観測点の名称、管理者の氏名、連絡先及び電話番号

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別 することができるため。 (条例第6条第1号に該当)

・委員会出席者に対する案内に記載されたタクシー会社の名称

振興会の取引に関する情報であって、これを公開すると当該法人の正当な利益が損なわれると認められるため。

(条例第6条第3号に該当)

- (3) 公文書部分公開決定(東振第2774号 東濃地域振興局関係)
 - (特定した公文書)
 - ・瑞浪地科学研究館内覧のご案内(平成13年4月11日)

(公開しない部分及びその理由)

・核燃料サイクル開発機構東濃地科学センターの所長以外の職員の氏名 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別す ることができるため。 (条例第6条第1号に該当)

2 異議申立て

異議申立人は、平成13年12月10日付けでなされた地政第663号公文書公開決定(以下 「本件処分1」という)、地政第663号の2公文書部分公開決定(以下「本件処分2」と いう。)及び東振第2774号公文書部分公開決定(以下「本件処分3」といい、以下総称 して「本件処分」という。)を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実 施機関に対して平成14年2月5日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立ての趣旨

本件処分1により、実施機関において当然保有されるはず、又は保有すると考えられ る文書が公開されたものに含まれていないことから、保有する文書を公開すべきである。 また、対象外情報を請求されていないことを理由に公開しないのは条例に違反する。

さらに、本件処分2及び本件処分3により非公開とした、核燃及び振興会の職員(研 究所における所長を除く。)の職名及び氏名並びに振興会の研究指導者の氏名及び肩書 を公開すべきである。

- 2 異議申立人が、異議申立書、公開決定等理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述 において主張しているところは、おおむね次のとおりである。
 - (1) 保有すべき文書等について

(関係文書)

- ア 研究所の位置付け、経緯、計画等を記した平成9年3月付け振興会の「東濃地震 科学研究所 計画書」全文
- イ 岐阜大学教育学部教授と研究所研究員がアメリカの高レベル放射性廃棄物処分の ための地下施設及びカナダ原子力公社の地下研究所を視察した「アメリカ・カナダ 海外視察報告書」(平成9年10月)並びに名古屋大学大学院理学研究科教授と振興 会副主席主任研究員がスウェーデン及びスイスの高レベル放射性廃棄物処分のため の地下研究施設を視察した「海外事情調査報告」(平成9年10月)

(主な主張)

- (ア) については文部科学省及び瑞浪市が保有しているが、県は当該計画書の抜粋 を公開しているのみである。計画書全文は、研究所設立について、その全体性を知 ることができる数少ない基本文書である。
- (ア)及び(イ)の文書は、瑞浪市に立地される高レベル放射性廃棄物の地下研究所 である超深地層研究所と研究所が深く関連した施設であることを示すものである。 これらの文書がなければ、県民が研究所について正しい理解を得ることができない。 また、研究所が一般的な地震研究施設という誤った理解を県民に導くおそれがある。
- 実施機関がこれらの文書を保有していないとしているが、信じられない。研究所 の施設の誘致や整備充実を要望しており、県民に対して説明責任を果たすうえで、

公正で透明性ある全体性を有した情報を県民に提供することが重要である。これらの文書を保有していないのが事実なら、ただちに研究所又は振興会から取り寄せるよう答申されたい。

ウ 省庁再編に伴い、経済産業省が平成13年3月30日に制定した、研究所に交付されている深地層研究施設整備促進補助金の交付要綱

(主な主張)

・ 地域計画政策課における当該文書の保有の必然性がないのは理解できる。しかし、県が推進する東濃研究学園都市構想のなかの施設である研究所については、 県民に対して説明責任を負うものであり、この施設の活動が国の電源開発促進対 策特別会計予算に基づく深地層研究施設整備促進補助金によるといった事実を把 握するためには、同補助金交付要綱を当然保有しているものであり、文書を実際 に保有していなければ、入手を希望するものである。

(2) 対象外情報について

本件処分1では、公開された国要望書のうち請求をした研究所以外の要望事項がすべて黒塗りされている。条例第1条に掲げる県政に対する理解と信頼を深めるという目的と、第3条の解釈及び運用の基本に照らせば、公文書は原則公開であって、非公開事由を限定的に適用しなければならないにもかかわらず、決定通知書の備考欄で理由を説明することにより、結果的に不必要な消込みがなされているのは、条例上許されない。

県が行う国への要望は、県民のためになされるものであって、消込みをしなければならない積極的な意義はなく、これを県民に知らせることに何ら障害はないはずである。対象外情報を理由に消込みをすることは、県民に対する説明責任を規定する条例第1条に違反し、はなはだしく硬直した考え方である。

国要望書の構想図にあっては、対象外として公開されなかった情報は、公の施設等の名称をはじめ、実施機関が一般に公表している東濃研究学園都市のパンフレットに記載されたものばかりである。指示に基づき黒塗りにする職員の心中と労働を考えていただきたい。国によって開示された文書は、こうした消込みはない。

(3) 核燃等の職員等の職名及び氏名について

本件処分2及び本件処分3で非公開とされた核燃の職員の職名及び氏名については、 条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされたものに該当し、非公開とした実 施機関の決定は違法である。

社団法人日本原子力産業会議が毎年発行している「原子力人名録」には核燃の課長代理以上の氏名、所属する事業所の名称及び職名が記載されている。また、核燃が発行している機関誌「サイクル機構技報」には、論文執筆者として一般職員も氏名、所属する事業所の名称及び職名が記載され、図書館等で閲覧可能である。

文部科学省が開示した行政文書では核燃職員の職氏名はすべて公開されたが、その根拠は国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第5条第1号ただし書イに該当しているためである。

また、振興会の事務局及び研究所の職員の職名及び氏名についても、条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされたものに該当し、非公開とした実施機関の決定

は違法である。

振興会の担当者は、国の照会に対して職員個人の住所や電話番号でなければ公開に応じるとの回答をしている。また、瑞浪市の場合も、第三者照会を振興会に行ったところ非公開とする理由はないという回答であった、と聞く。また、振興会の監事及び研究所の参事の氏名は、それぞれのホームページで公表されており、文部科学省は、核燃の職員と同様、慣行として公にされた情報としてすべて公開している。

さらに、研究指導者については、振興会のもとに組織された研究所の活動に協力している者であり、振興会が非公開を求めていない以上、同様に慣行として公にされた情報に該当し、文部科学省は公開しており、実施機関も公開すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が非公開理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 保有すべき文書等について

保存文書を検索した結果、保有していない。深地層研究施設整備促進補助金交付要綱については、県はこの補助金の交付申請手続に一切関与していないので、文書を保有している必然性はない。

2 対象外情報について

本件請求は「東濃地震科学研究所に関する文書」であって、それ以外の情報についての公開請求を包含していたものとはいえない。実施機関は、その請求に係る公文書の件名又は内容を特定したうえで、当該公文書の公開をするかどうかの決定をすべき義務を負うものであるが、請求者が請求対象として明記しなかった情報を記録した公文書の部分についてまで、公開するかどうかの決定をすべき義務はないことは明らかである。

したがって、対象外情報を公開しなかったことに違法性はなく、その理由についても 決定書に明記し、さらにその趣旨を請求者に対して十分に説明したところである。

3 核燃等の職員等の職名及び氏名について

今回非公開とした情報は、いずれも条例第6条第1号の規定により非公開としたものであって、第8条の公益上の理由による裁量的公開に照らしても、非公開としたことの違法はない。

本件処分 2 により非公開とした核燃等の職員等の氏名については、直接特定個人を明示する情報であり、また、職名についても、他の情報と組み合わせることにより、容易に特定個人を識別することができることから、いずれも特定の個人を識別することができる情報に該当する。

これらの情報を公にし、又は公にすることを予定する旨を規定する法令等がなく、また、当該情報が記載された資料等は、委員会を構成する者(委員、オブザーバー、事務局)等に限定して配布され、これらの人的範囲の者にのみ公開されているものであって、今後も不特定の者に公にされる予定もない。

ただし、振興会の理事の氏名等については、民法の規定により登記事項とされている ことから、何人も閲覧等をすることができる情報であり、また、委員会の委員の肩書及 び氏名は名簿で公表されていることから、これらを公開したものである。

また、委員会委員の氏名等は委員の名簿が公開情報であることを振興会に確認していること、核燃地科学センターの所長の氏名等は組織の代表者としての業務の遂行上、公表情報であること、振興会の職員のうち研究員については、広く一般に公開され、配布されている研究成果報告書である「東濃地震科学研究所報告」(平成13年12月10日付け地政第663号により公開)に記載されていることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として、公開した。

さらに、振興会の研究指導者の氏名等については、当該研究指導者は振興会が外部の研究者にその研究の指導を委託した者であり、民間の研究者であって、公務員とはいえないことから、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

平成8年4月から平成13年11月8日までの間の県が保有している研究所に関する文書のうち、地域計画政策課及び東濃地域振興局が保有するものとして特定されたのは、研究所に関する国要望書関係文書、岐阜東濃地域の地震災害に対する安全性調査等関連文書、東濃地震科学研究所報告、委員会関係文書等であり、詳細は、以下のとおりである。なお、「東濃地震科学研究所」とは、振興会が内陸型地震に関する調査研究及び地震

なお、「東濃地震科学研究所」とは、振興会が内陸型地震に関する調査研究及び地震 防災に寄与するため、平成9年4月に瑞浪市に設置したもので、地下に地震観測装置を 設置して研究を実施しており、今後は、増掘して深度による観測も計画されている。そ して、その事業主体である振興会とは、社会的に強く要請されている大地震に対する事 前の適切な処置、地震予知と防災を結びつける総合的な地震の対策と指針を示すために、 地震の予知と防災に関係の深い地方公共団体等からの拠出資金を基本財産として昭和56 年に設立された財団法人であり、主として地震の予知及び防災に関する研究や研究助成、 知識の普及啓発等を行っている。

(1) 本件処分1に係る公文書について

ア 国要望書関係

地域計画局長等が関係省庁に対して、県の政策を提言し、及び要望した際の国要望書(平成8年6月・10月、平成9年6月・10月、平成10年10月、平成11年6月・10月、平成12年6月・11月、平成13年6月・11月)のうち研究所に関するものである。

国要望とは、地方から国への情報提供や提案等を積極的に行うことにより、地方の実情や県民ニーズ等を国の施策や予算に的確に反映させ、国と協働して施策を展開することを重視した提案型の要望である。知事が行う国要望と同様に、各部局でもそれぞれ年2回行われ、地域計画局においても実施している。

国要望書は、研究開発を推進するため、研究所の施設・設備の整備促進等を要望しているものであり、その相手先ごとに、関連する要望項目、要望事項及び東濃研究学園都市に関する構想図が記載されている。

イ 岐阜東濃地域の地震災害に対する安全性調査等関連

県が振興会に調査委託した岐阜東濃地域の地震災害に対する安全性調査及び岐阜 東濃地域の地震時安全性に関する調査について、県の契約に際して開催された契約 審査会に係る調書及びその議事録である。

地方自治法第234条第2項により随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」が挙げられており、その契約の際に当該審査会を開催して、契約の適否等について審査するものであり、当該審査会は実施機関の職員で構成されるものである。

ウ 東濃地震科学研究所報告

イの調査をはじめ振興会が実施した各種調査結果をとりまとめた報告書であり、 県へ送付されたものである。報告書の形式は、基本的に、研究者の論文・報告、収 集された資料、委員会議事録の3部構成となっている。今回の請求対象となった報 告書は、Seq.No.1 からNo.7まで(1999年3月から2001年3月まで)のものである。

エ その他

その他の対象公文書としては、地殻活動観測井掘削工事の工事遅延について(3月30日付け)の通知、平成9年度事業及び平成10年度事業計画(案)の概要について(平成10年5月)、東濃地震科学研究所施設・整備状況写真、財団法人地震予知総合研究振興会ご案内(パンフレット)、役員就任についてのお知らせ(平成11年7月15日)、研究所事業報告(平成12年1月14日)、東濃地震科学研究所パンフレット、平成12年度研究進捗状況(平成13年1月18日)がある。

(2) 本件処分2に係る公文書について(地政第663号の2 地域計画政策課関係)

「東濃地震科学研究所運営委員会」とは、研究所の研究目標である内陸型地震の発生機構の解明、地域地震防災対策等に資する調査研究等の業務の円滑な運営を図るために設置されたもので、主に大学の研究者と振興会の理事等で構成されており、岐阜県及び瑞浪市がオブザーバーとして参加している。

本件公文書となったもののうち、委員会の資料は、平成10年度第1回(平成10年7月29日開催)、平成11年度第1回(平成11年4月26日開催)、平成12年度第1回(平成12年4月28日開催)並びに平成13年度第1回(平成13年4月13日開催)及び第2回(平成13年7月4日開催)のもので、実施機関がオブザーバーとして出席し、取得したものであり、その他のものとして研究所から送付された議事録(案)及び開催案内がある。

委員会の資料は、次第、配付資料とで構成されており、配付資料としては、おおむね、研究所の五カ年計画概要、当該年度における研究所の事業計画、前年度の事業報告、研究結果、前回の議事録(案)、核燃との間における研究協力に関する打ち合わせ会議の記録、研究委員会名簿等がある。このうち議事録(案)には、開催した日時、場所、議題、配付資料、出席者の職名及び氏名等と併せて議事概要が記載されている。

また、核燃関係として、平成10年第1回、平成11年第1回、平成12年第1回及び平成13年第1回の資料に添付された振興会と研究協力に関する打合せ会議の概要には、研究テーマごとの協力等の内容が記載されており、平成13年第1回資料に添付された

研究協力に関する打合せ会議記録には、その他会議の出席者である振興会及び核燃の 職員の職名及び氏名が記載されている。

「核燃料サイクル開発機構」(旧動力炉・核燃料開発事業団)とは、核燃料サイクル開発機構法に基づき設置された特殊法人で、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物資の開発、核燃料物資の再処理及び高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を行っている。そして、核燃と研究所とは、瑞浪市及び土岐市の地盤に係る調査研究等に関し、研究実施の現状、今後の計画に関する報告や、具体的な研究協力課題の協議、研究所の観測地点におけるGPS(グローバル・ポジショニング・システム)、水位計、気圧計、地震計等の観測記録等の情報交換等を行っており、その打合せ記録等が委員会資料に添付されている。

さらに、その他には、議事録(案)が送付された文書及び開催案内がある。開催案内には、委員会の日時、場所、議題のほか連絡先として担当者の氏名等が記載されており、その会場の位置図及び回答用紙が添付され、さらに県としての回答が添付されている。

また、平成13年度第2回委員会開催案内には、公共交通機関の案内等資料が添付されており、公共交通機関及びタクシーの利用についての案内としてタクシー会社の名称等が記載されている。

そして、議事録(案)が送付された文書である「平成10年度第1回委員会の議事録 (案)の送付等について」は、送付文書と議事録(案)で構成されており、その送付 文書には、送付の趣旨、担当者の氏名等が記載されている。

(3) 本件処分3について

本件処分において特定された公文書は、核燃東濃地科学センター所長から東濃地域振興局長あてに送付された瑞浪地科学研究館内覧の案内文書で、東濃地域振興局が保有するものである。東濃地科学センターが開設した瑞浪地科学研究館には研究所が入居していることから、これを対象公文書として特定したものである。

当該公文書には、開催の趣旨、担当者の所属及び氏名等が記載された出席依頼文書に併せて、開催日時、開催場所、位置図等が記載された案内が添付されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、保有すべき文書等を公開しなかった点、請求対象外の情報として公開しなかった部分及び条例第6条第1号に該当するとして非公開とした部分のうち異議申立人及び実施機関の主張の争点となっている情報について、以下のとおり検討する。

なお、本件処分2において条例第6条第1号に該当するとして非公開とした、平成12年度第1回委員会資料のうち地殻変動・地下水位連続観測に係る観測点の名称、管理者の氏名、連絡先及び電話番号並びに同条第3号に該当するとして非公開とした委員会出席者への案内に記載されたタクシー会社の名称については、異議申立人から争点としないことを確認しており、これについては判断しないこととする。

(1) 保有すべき文書等について

「東濃地震科学研究所 計画書」の全文、深地層研究施設整備促進補助金交付要綱、 海外事情調査報告書等については、地域計画政策課において保有していないことを確 認している。

実施機関は、研究所における委員会のオブザーバーとして委員会に出席しており、平成13年度第1回委員会において「東濃地震科学研究所 計画書」(平成9年3月)の抜粋を、毎年度委員会資料として研究所の年度ごとの計画、研究成果、核燃料サイクル開発機構との研究協力に関する打ち合わせ会議議事録、深地層研究施設整備促進補助金(予算案)等、研究所に関する様々な資料を振興会から取得している。実施機関がそれらの資料により研究所に関する県の活動を県民に説明する責務を全うすることは可能であり、異議申立人が主張するような現に保有していない資料を取得していないことについては、特段不合理な点は認められない。

異議申立人は実施機関が研究所又は振興会から関係文書を取り寄せるべきであると主張するが、条例第11条の規定は、実施機関が保有する公文書の公開を当該実施機関に請求する権利を認めるものであって、実施機関が研究所等から文書を取り寄せて公開決定等を行うことまでも権利として認めるものではない。

(2) 請求対象外の情報について

公開請求の対象となる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合における対象外情報については、公開するかどうかの決定をしなければならない対象を請求に係る公文書としていることにかんがみると、実施機関は、請求に係る公文書の件名又は内容を特定したうえで、これを公開するかどうかの決定をすべき義務を負うものであるが、それ以上に、請求者が請求対象として明記しなかった情報を記録した公文書の部分についてまで、公開をするかどうかの決定をすべき義務がないものと認められる。したがって、条例第1条の目的並びに第3条の解釈及び運用の基本に照らしても、これを公開しなかったことに違法はないといえる。

しかし、国要望書は、要望の際に記者発表がなされ、既に公表されているものである。また、公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが合算されている情報、いわゆる合算情報とは異なり、請求以外の情報が混在することによる誤解や混乱を招くといったおそれはないといえる。よって、本件のように既に公表されている対象外情報については、実施機関の裁量でこれを公開することが適当である。

(3) 核燃等の職員の氏名等について

実施機関が、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした部分のうち、異議申立人及び実施機関の主張の争点となっている情報については、以下のとおりである。

ア 振興会の職員等の氏名等について

委員会資料、議事録、開催案内等に記載された研究所を含む振興会の職員の職名 及び氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ るものであることは明らかである。

そこで、審査会事務局が振興会事務局に確認したところ、異議申立人の主張のとおり、職務遂行に係る職員の職名及び氏名については公開に支障はないし、国にももその旨回答しているとのことであった。また、研究所のすべての職員の職名及び氏名が、研究所のホームページで公開されていることも確認した。

したがって、条例第 6 条第 1 号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

また、振興会の研究指導者の氏名及び肩書については、職員と同様に、当該者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別することができるものである。

しかし、実施機関の説明によれば、本件処分後に振興会から取得した「東濃地震科学研究所第1次5年計画(平成9年度~平成13年度)実施報告書、第2次5年計画(平成14年度から平成18年度)計画書 平成14年1月」に当該研究指導者の氏名が記載されており、当該文書を研究成果として振興会が公表することを予定し、また、別の公開請求により既に実施機関が公開をしているとのことであった。さらに、当該研究指導者の肩書についても、当該研究指導者は当時研究所の評議員であって、その氏名と併せて肩書も公表されていることから、これも公にされている情報といえる

よって、当該研究指導者の氏名及び肩書については、条例第6条第1号ただし書 イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認 められる。

イ 核燃の職員の氏名等について

議事録等に記載された核燃の職員の職名及び氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別することができるものである。

核燃では、平成10年10月1日から「情報公開指針」を施行しており、これによれば、非公開情報の一つである個人情報の例外として、「機構の職務の情報に含まれる決裁権を持つ管理職者の職その他の地位に関する情報」を公開する旨を規定している。核燃によれば、「管理職者の職その他の地位」とは、市販されている公務員、特殊法人等の「職員録」(財務省印刷局編)に記載された職の者であるとの説明であった。そして、当該管理職者である安定研究室室長代理、東濃地科学センター次長、研究主席、施設技術グループリーダー、総務課長及び研究調整グループリーダーについては、その氏名が「職員録」及び異議申立人のいう「原子力人名録」に掲載されている。したがって、核燃の職務遂行に係る情報に含まれる管理職者の職名及び氏名は、条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

しかし、平成13年度第1回委員会資料のうち「(財)地震予知総合研究振興会と核燃料サイクル開発機構の間における研究協力に関する打合せ会議」に記載された研究調整グループの一般職員の氏名等については、「職員録」等に掲載されていないことから、慣行として公にされた情報等とはいえず、条例第6条第1号に該当すると認められる。

一方、異議申立人は、核燃の発行する「サイクル機構技法」には一般職員の氏名、所属事業所及び職名が記載されており、これが図書館等で閲覧が可能であることから、一般職員の氏名等も慣行として公にされているとして公開すべき旨を主張する。確かに、「サイクル機構技法」をはじめとする各種研究報告書や核燃のホームページにおいても、学会誌、研究会等で発表した研究論文のテーマ等が公表されており、そこに研究職の職員の氏名等が通常併記されている。しかし、これは研究テーマの責任者として氏名等を表示しているものであって、これをもって研究テーマ等と直接関連のない打ち合わせ等、職務遂行に関する情報に含まれる職員の氏名等まで公表を予定しているとみることは困難である。

よって、ただし書に該当する特段の事情は認められず、条例第6条第1号に該当すると認められる。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

		審	查	Ø	経	過
平成14年2月20日	・諮問を受	受けた。				
平成14年3月15日	・実施機関 受領した		找計画政:	策課)か	ら公開決	定等理由説明書を
平成14年3月20日	・異議申立	立人に公	開決定	等理由説	明書を送	付した。
平成14年 4 月10日	・異議申ご領した。	ス人から	公開決	定等理由	説明書に	対する意見書を受
平成14年 4 月15日	・実施機関	目に公開	決定等	理由説明	書に対す	る意見書を送付し
平成14年5月13日 (第50回審査会)	・諮問事第	その審譲	を行っ	た。		
平成14年6月26日 (第51回審査会)	・異議申立	 Z人及び	ず実施機	関から口	頭意見陳	述を受けた。
平成14年8月20日 (第52回審査会)	・諮問事第	その審譲		た。		

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職業等	備 考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽田野晴雄	税理士	
	森内 祥悟	特定非常活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)